平成２８年（フ）第１０２０号
名古屋市港区津金１丁目２番１号
債務者　福育有限会社
代表者代表取締役　馬場　和美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５号
埼玉県川越市大字古谷本郷1523番地１
債務者　株式会社インターウッドサービス
代表者代表取締役　塚原　厚子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後２時30分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４５３号
北九州市八幡西区平尾町９番１－310号
債務者　平野　雅也
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４号
宮城県石巻市水押２丁目８番２－235号
債務者　武内　房子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　破産債権の届出期間　平成28年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
宮城県石巻市水押２丁目８番２－235号
債務者　橋本小夜子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　破産債権の届出期間　平成28年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
岡山県総社市下林780番地
債務者　角田　浩一
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
岡山県総社市下林780番地
債務者　角田美智子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
岡山県総社市中央３丁目３番地113
債務者　重友　弘樹
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
岡山県倉敷市玉島上成523番地２
債務者　佐藤　広典
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
大阪府茨木市島１丁目16－15　アウローラＡ棟101号室、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島八島248番地６
債務者　児玉　康之
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　祐一
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
福岡県直方市大字上頓野2272番地７、住民票上の住所北九州市八幡西区穴生２丁目３番30号
債務者　谷口　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９号
北海道室蘭市高砂町２丁目27番５－311号さくらハイム
債務者　加賀屋裕子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　洋介
4　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
徳島県阿波市市場町市場字町筋75番地
債務者　三木　誠司
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
徳島県阿波市市場町市場字町筋75番地
債務者　三木壽美江
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
徳島地方裁判所民事部